



# 将来を担う子どもたちに

No.8 九戸村学校再編だより  
平成31年2月20日発行

## より良い教育環境を提供するために

九戸村小中学校建設等整備委員会では、4つの整備方針（1 充実した学びを支える場 2 豊かな心の醸成を支える場 3 安全で健康増進を支える場 4 小中一貫校の教育機能を支える場）と具体的な構想の方向性を協議しました。前回の九戸村学校再編だより（NO7）では、上記の1，2の内容をお知らせしました。NO8では、上記の3，4についてお知らせします。

### 3 安全で健康増進を支える場（運動空間の充実）

(1) 健康増進のため、機能的かつ安全に配慮した施設とする。

(2) 防犯上の配慮がなされ、子どもたちの安全を守る施設とする。

(3) 校内、通学路において、歩行者及び通行車両の安全に配慮した施設とする。

(4) 災害に対して安全・安心を確保できる強い施設とし、一時的な地域の避難場所としての役割を果たす施設とする。

### 具体的な構想

- ① 体力増進を図るため小学校・中学校別に発達段階に対応した運動ができるよう運動場と体育館、プールを整備する。また、冬期間でも運動できる環境を整備する。
- ② 低学年の児童、障害のある児童生徒の運動が可能なプレイルームを設置する。また、校庭には運動場の他に、年齢に応じた安全な遊び場、散策等ができる施設とする。
- ③ 車椅子などのバリアフリーに対応し、ユニバーサルデザインされた動線を考慮する。また、施設が2階建て以上の場合、エレベーターが設置された施設とする。
- ④ 多くの通学バスや乗用車が入り出することから、区割りされた乗車口、交通可能な広さの道路を確保し、歩道の設置を行う。また、敷地内に隣接した乗車口を整備する。
- ⑤ 地域の避難場所として機能するよう整備する。



#### 4 小中一貫校の教育機能を支える場（交流空間の充実）

(1) 小中学校段階の区切りに対応したゾーニングや教室環境、年齢の異なる児童生徒が日常的に交流できる各室・空間や動線を配慮した施設とする。

(2) 障害の有無にかかわらず、すべての児童生徒が日常的に交流できる施設とする。

(3) 小・中学校の教職員が連携して教育内容の充実や学校運営の円滑化を図ることができる施設とする。

#### 具体的な構想

- ① 児童生徒の人間関係が固定化しないよう、親和性あふれた小学生・中学生、地域住民の交流ができるような施設とする。
- ② 小学校、中学校が一緒になり活動できるような多目的スペースを備えた施設とする。
- ③ 特別な配慮を要する児童生徒の個別学習の充実、あるいは心身の安定を図ることができるように配慮された施設とする。
- ④ 小学校・中学校の教職員が、児童生徒の生活状況等を把握し、学校生活の充実に向けた教職員の研修、会議ができる施設とする。
- ⑤ 小学校に導入される外国語教育、プログラミングなど情報教育を充実させ、中学校への円滑な学習活動ができるような施設とする。



今後、4つの整備方針と具体的な構想は、文言等の修正をしながら策定し、平成34年4月1日、現九戸中学校敷地内に、小中一貫校の新築、開設に向けて、基本設計業務事務に取り組んでいきます。